

防災訓練実施結果報告書

平成26年 3月 28日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号

氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン

代表取締役 原 肇

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の場所 及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン (事業区分：加工) 場所： 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
防災訓練実施年月日	平成26年 2月 27日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	平日の出勤時（通常時間帯）に大地震が発生、商用電源遮断の後の復帰見込み無し・敷地内屋外の電源供給無し、地上系通信回線の一時使用不能、及び放射性物質の屋外漏出による第一次緊急事態に至らない原子力災害、更に原子力災害対策特別措置法第10条蓋然性事象から同法第15条事象に至る原子力災害を重ねて想定。
防災訓練の項目	重大事故を想定した総合訓練
防災訓練の内容	1. 通報訓練 2. 放射性物質の屋外漏出対応訓練 1) 通報、情報伝達 2) 応急措置 3) 放射性物質回収のための可搬式発電機による電源供給 4) 環境モニタリング
防災訓練の結果の概要	別紙の通り
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙の通り

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

重大事故を想定した総合訓練の結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、弊社の「原子力事業者防災業務計画」第2章第7節に基づいて実施した。

訓練の主たる目的は、弊社では初めて実施する原子力災害（重大事故等による緊急事態）への措置対応において、直ちに通報を実施することができるかを検証することとした。また、平成25年10月22日に実施した総合防災訓練との災害想定重複を避け、放射性物質が屋外へ漏出した非常扉の応急措置、一時的管理区域の設置、及び環境モニタリングに重点を置いて技能の維持、実効性の向上を図ることとした。

尚、本訓練において、これまでの総合防災訓練で抽出された改善すべき事項の対策、特に一部の訓練想定内容を訓練実施まで訓練参加者に開示しないことにより、防災組織／原子力防災組織及び防災員の対応、及び屋外電源供給がない場合の措置が有効に機能するかについても確認することとした。

2. 実施日時および対象施設

(1) 実施日時

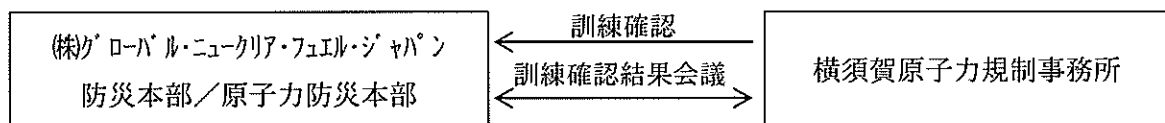
平成26年2月27日（木） 13:00 ～ 15:00

(2) 対象施設

原子力発電用燃料製造に係る加工棟

3. 実施体制、評価体制、及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

訓練参加者以外の社員2人を評価者に選任して対応手順や実効性について評価すると共に、重点を置いた項目に対する所要時間測定者を配置して改善点の抽出に繋げる体制をとった。

また、横須賀原子力規制事務所殿との事前調整により訓練確認結果会議の開催を訓練翌日に予定しており、訓練内容の確認を受けた上で有意義な評価を頂いた。

この他、社内訓練参加者の意見により改善点を抽出した。

(3) 参加人数

総 数：60人

訓練視察：横須賀市役所市民安全部1人

4. 訓練の概要

(1) 通報訓練

- ・ 一時的な一般通信回線使用不能による衛星回線通信設備を使用した通報訓練
：横須賀原子力規制事務所（社内の1部署を通報先に模擬設定）への初期通報
- ・ 状況の変化に応じた社外関係機関への通報文の送信
：社外関係機関5機関を通報先と想定して実施する。尚、通報は社内5部署をその送信先に模擬設定して実施し、送信指示から着信確認までの所要時間を確認する

(2) 放射性物質の屋外漏出対応訓練

第1種管理区域の非常扉からの放射性物質（二酸化ウランペレット）の屋外漏出を発見し、対応措置を実施している際に、第1種管理区域の別の非常扉からの放射性物質（二酸化ウラン粉末）の屋外漏出を発見して対応措置を行う、これら二つの事故事象を想定して訓練を実施した。尚、放射性物質が漏出する二つの非常扉、対象となる放射性物質、及び漏出の状況は、訓練実施まで訓練参加者に非開示とした。

①二酸化ウランペレット（模擬ペレット）の漏出

- ・ 防災本部による対応指示：事故事象通報、及び第1次緊急時態勢発令（原子力災害対策特別措置法第10条）への備え、原子力規制事務所との相互協力対応
- ・ 非常扉の応急措置、環境モニタリング、一時的管理区域の設定、漏出二酸化ウラン粉末の回収、汚染検査、及び構内への一般立入規制
- ・ 屋外環境モニタリングに対する可搬式発電機の移動、設置、発電措置

②二酸化ウラン粉末（模擬粉末）の漏出

- ・ 原子力災害対策特別措置法第10条蓋然性事象及び同法第10条事象に伴う原子力防災本部の設置、第1次緊急時態勢発令、措置対応指示
- ・ 関係機関への通報、オフサイトセンターへの要員派遣、避難者誘導指示
- ・ 先行事故事象（原災法の通報基準未満想定）対応に優先させた非常扉の応急措置、環境モニタリング、一時的管理区域の設定、漏出二酸化ウラン粉末の回収、及び汚染検査
- ・ 原災法第15条通報基準到達に伴う第2次緊急時態勢発令
- ・ 関係機関への通報、緊急時対応センター（ERC）への要員派遣

5. 訓練の評価

想定事象に対し、特に大きな支障がなく訓練を遂行でき、防災組織／原子力防災組織、及び防災員の災害対応における技能向上及び習熟を確認することができた。

また、これまでに実施した総合防災訓練における改善点の有効性確認を含め、想定した災害に対する措置を実施できた。

(1) 通報訓練

弊社のFAX受信はサーバーが受信するシステムであり、タイムリーな受信とはならないため正確な所要時間とは言えないが、5ヶ所への送信に3～4分を要した。送信所要時間に課題はあるも、

社外関係機関（社内事務所を模擬設定）への FAX 通報は的確に実施できた。また、その他の通報、衛星電話の使用も問題なく実施できた。

（２） 放射性物質の屋外漏出対応訓練

災害時の養生方法は木材、コンクリート釘の利用を計画しているため全く同等の措置を取ることはできないが、代替方法における非常扉の応急措置及びその所要時間から、有事の際の養生は確実に実施できると考える。また、模擬二酸化ウランペレット及び模擬二酸化ウラン粉末の回収等の措置は、可搬式発電機の設置時間及び稼働（出勤から運転まで約６分）に問題はなく、その使用により屋外で商用電源が供給されない場合でも確実に実施できることを確認した。

（３） これまでの訓練における改善策に対する有効性確認

平成 24 年度総合防災訓練（平成 24 年 10 月 19 日）で抽出された改善事項である模擬二酸化ウラン粉末回収用専用掃除機の電源供給のための可搬式発電機の設置については、平成 25 年度総合防災訓練（平成 25 年 10 月 22 日）で訓練想定で商用電源が復旧することにより確認できなかったが、本訓練において前（２）項の通り有効に対応できることが確認できた。同時に、専用掃除機以外の環境モニタリング用機器等を同時に使用しなければならない状況においても十分に機能することを確認できた。

また、平成 25 年度総合防災訓練で対話形式のシナリオ型の訓練に偏重しているという要改善事項に関しては、本訓練において想定災害内容を訓練が実施されるまで明らかにしないというブラインド型シナリオを一部取り入れ、訓練参加者の習熟度をより向上させる内容とした。

6. 今後に向けた改善点

訓練において抽出された主な改善点は以下の通り。

（１） 通報訓練

弊社受信システムの特殊性はあるものの、社内に模擬設定した５ヶ所への FAX 送信に３～４分を要したことにより、有事において１８ヶ所に FAX を送信する場合、１１～１５分を要することになる。よって、今後はさらに速やかに FAX による通報の送信を実施できるよう機器的な改善を図る必要がある。

（２） 放射性物質の屋外漏出対応訓練

本訓練より、一部ブラインド型の訓練シナリオを導入したが、状況に対する適切な判断と行動する能力を培うために、訓練方法の検討を引き続き実施する必要がある。

以 上